

議案第18号

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第87号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>教育委員会規則への委任</u>) 第7条 略</p>	<p>(<u>管理の委託</u>) 第7条 教育委員会は、青少年社会教育施設の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県教育文化財団に委託する。 (<u>教育委員会規則への委任</u>) 第8条 略</p>

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。